

## 取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先

## ○ 平成 19 年新潟県中越沖地震災害

団体名	送付先	取扱延長期間
新潟県	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県出納局管理課内 新潟県災害対策本部	<u>平成 21 年 1 月 17 日 (土) から 平成 21 年 7 月 16 日 (木) まで</u>
長岡市	〒940-8501 長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号 長岡市災害対策本部	
柏崎市	〒945-8511 柏崎市中央町 5 番 50 号 柏崎市災害対策本部	
三島郡出雲崎町	〒949-4392 三島郡出雲崎町大字川西 140 三島郡出雲崎町災害対策本部	
刈羽郡刈羽村	〒945-0397 刈羽郡刈羽村大字割町新田 215 番地 1 刈羽村災害対策本部	
社会福祉法人 新潟県共同募金会	〒950-0994 新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号 新潟ユニゾ ンプラザ内 社会福祉法人 新潟県共同募金会	

※ 下線の部分が今回の取扱期間の延長部分です。